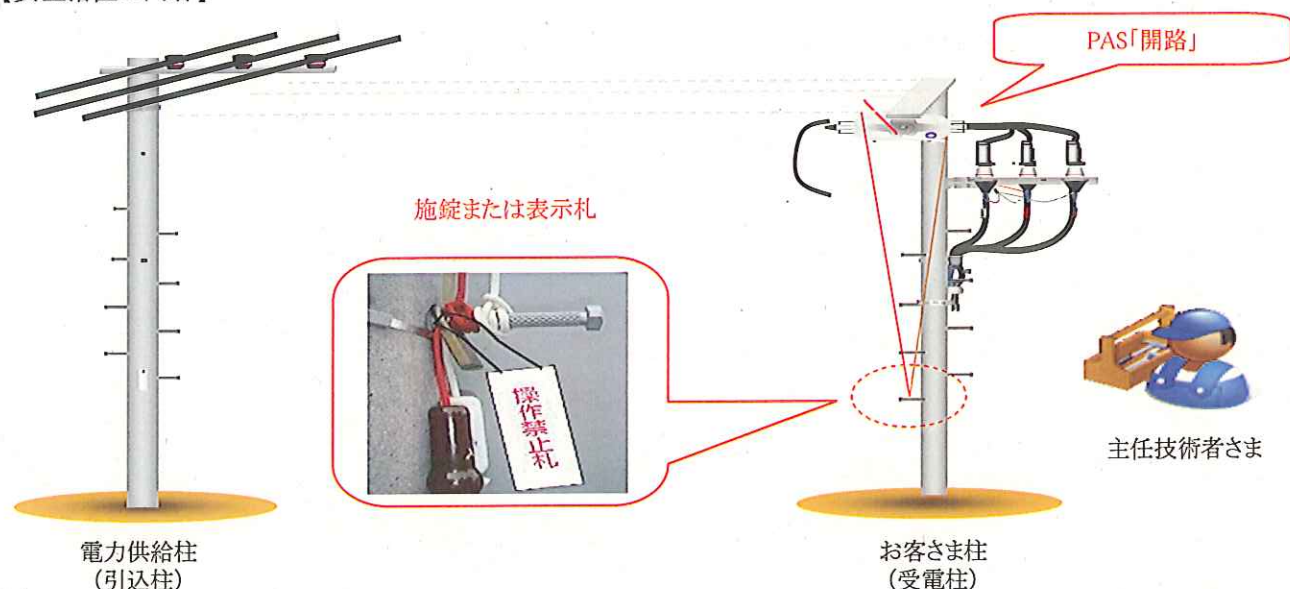


高圧供給工事における立ち会いの省略について

弊社では平成26年9月21日より、新規の高圧引込線工事における引込開閉器を、原則として施設しておらず、弊社工事の際は、電気主任技術者さまにお立ち会いをお願いしております。このたび高圧引込線の施設前に電気主任技術者さまにおきまして、**PASの安全措置**を実施いただくことにより、お立ち会いを省略できる運びとなりました。つきましては以下の事項をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

実施者	実施項目	取り決め事項
主任技術者さま	安全措置の施工	- PASを「開路」状態とし、安全措置（施錠または通電禁止に関する所要事項を表示）を実施いただきます。 - 書面「高圧供給設備の安全措置について」に実施の内容および必要事項を記載し、弊社へFAXまたは郵送にてご提出していただきます。
東京電力	安全措置の確認	- 受領した書面の記載事項と現地設備を照合し、相違がないことを確認した上で工事を実施いたします。なお、相違がある場合は工事を中止いたします。 - 工事終了後、速やかに電気主任技術者様へ報告いたします。

【安全措置の内容】



【引込線工事までの主な流れ】

